

## 『賀茂禰宜神主系図』に見える事件簿

### (2) 五家騒動

山本 宗尚

#### はじめに

財団法人賀茂縣主同族会が所蔵する国指定重要文化財『賀茂禰宜神主系図』（以下、系図）は、父子関係を辿ることができると同時に、それぞれ官職位の叙任日や卒年月日、賞罰等が記載されている。前報では、おもに松下矩久の項に着目して、寛文四年（一六六四）の御裁許状により貴布祢社以上に任じられる社司七家の成立について概観した。これは、十三世紀以降、社職に任じられる家が固定化したことに対して、氏人が嫡庶の区別なく社職に就く次第転補を求めて争いを続けた結果、朝廷・幕府により「社司・氏人和睦被仰付被下置く御裁許状」が出され、社職の補任のルールが取り決められたものである。しかしながら、この御裁許状による社司・氏人の和睦以後も、譜代（代々継承してきた）社職の既得権益を巡った争いは続く。最終的に社司と氏人との諍いは、七家中五家の断絶と再興という大騒動まで発展し、決着を見ることになる。

この顛末については、『愛宕郡志』上賀茂村の項や、上賀茂社家の文書管理等について調査した五島邦治氏「上賀茂神社の氏人組織と文章」などに概略が示されているが、系図にはもう少し詳しい内容が記載されている。また、下に示したそれぞれの訴訟の内容については、國學院大學図書館蔵「座田家文書」にいくつかの文書が遺されている。この座田家文書の文書類を翻刻・調査することで新たな事実も発見できるかと思うが、題の「系図にみえる～」を大幅に越える内容となりかねないので別の機会に纏めたい。

本稿では、寛文四年の御裁許状以降、関連人物の系図記載事項と、一般財団法人賀茂県主同族会文書に遺された史料を辿りながら、その顛末を顧みることとする。表に系図から復元した当時の社司補任状況を示す。

#### 系図記載事項にみる五家騒動

上賀茂社では、中世以降神主以下末社の祢宜・祝（社職）に補される家（社司）が固定化しており、その他の氏人と長らく争いが続いていた。氏人の重栄はこれに異議を唱え続け、ついに朝廷の介入によって明暦二年（一六五六）に氏人ながら権祝に補された。その後、重栄は寛文四年（一六六四）の御裁許状の例外措置として一代限り権祝に留まっていた。また、正祝の重副も譜代の職として留まっている。寛文七年（一六六七）十二月十三日に重副が正祝を辞職し、同日、息子の重豊が正祝に直補される。彼ら以外は次第転任となっていたが、その後も重豊は正祝職を生涯勤め上げることになるため、この時点では少なくとも林家が正祝に対して譜代の職であることが公認されていたことがわかる。

重副は、重栄が就いていた権祝職（寛永以前は林家の譜代の職）を奪還しようとし、息子の重時と企てを起す。承応二年（一六五三）十二月二十八日の小祭以後、重一（系図

表：貴布祢社以上社司の補任状況。

年号	年	西暦	月	日	貴布祢		片岡		権		正		神主
					祝	祢宜	祝	祢宜	祝	祢宜	祝	祢宜	
明暦	2	1656	12	26	↓	↓			重栄	↓	↓	↓	↓
明暦	3	1657	11	25	重久	重久			↓	重久	重久	重久	重久
万治	2	1659	12	22		起久	重次	寛久	↓	↓	↓	↓	↓
寛文	2	1662	8	6	氏之	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
寛文	5	1665	12	23	順久	↓	保可	↓	↓	寛久	↓	盈久	誠平
寛文	6	1666	11	17		順久	↓	↓	↓	保可	↓	起久	起久
寛文	7	1667	4	18		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
寛文	7	1667	12	13		維久	↓	順久	↓	↓	重豊	↓	↓
寛文	8	1668	5	17	順平	↓	↓	順平	↓	↓	↓	保可	保可
延宝	3	1675	10	30		職久	↓	↓	↓	順久	↓	順久	保可
延宝	4	1676	2	11		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
延宝	4	1676	11	16	就久	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
延宝	7	1679	3	26	保番	就久	職久	職久	↓	↓	↓	↓	↓
天和	2	1682	12	24	雄平	保番	就久	職久	↓	↓	↓	↓	↓
天和	3	1683	7	3	賢久	雄平	保番	就久	↓	職久	↓	維久	順久
貞享	2	1685	6	14	↓	↓	雄平	保番	↓	就久	↓	職久	維久
貞享	2	1685	6	30	↓	連久	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
元禄	3	1690	6	29	郡久	賢久	連久	雄平	↓	保番	↓	就久	職久
元禄	5	1692	8	27	孝平	郡久	賢久	連久	↓	↓	↓	保番	就久
元禄	13	1700	1	28	致久	孝平	郡久	賢久	↓	連久	↓	保番	就久
元禄	14	1701	8	2		↓	↓	致久	↓	↓	↓	↓	↓
元禄	14	1701	10	28	格久	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
元禄	15	1702			↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
元禄	16	1703	12	4		重元	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
元禄	16	1703	12	5		↓	↓	常久	致久	↓	↓	↓	↓
宝永	2	1705	6	1	斯久	↓	↓	郡久	常久	致久	↓	連久	保番
宝永	8	1711	3	6	庸久	斯久	重元	郡久	常久	致久	↓	連久	保番
享保	1	1716			↓	↓	斯久	重元	郡久	常久	致久	↓	↓
享保	2	1717	4	20	↓	↓	↓	↓	↓	↓	致久	↓	↓
享保	2	1717	5	4	保康	庸久	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
享保	4	1719	9	25		保康	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
享保	4	1719	10	9	倫久	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
享保	4	1719	12	12	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	致久	連久
享保	5	1720	6	12		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	重元
享保	5	1720	6	27	重治	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
享保	6	1721	2	24		季隆	氏凭	篤久	督久	盛平	重治	保康	↓

- 凡例
- ◻ : 初補されたことを示す。
  - ◼ : 再補されたことを示す。
  - 名前 : 転補されたことを示す。
  - : その職に留まっていることを示す。
  - || : 免職されたことを示す。
  - | : 死去、もしくは死去に伴う辞職を示す。

のとおり。匿名にしたか。)は神事の度に権祝の神役を妨害する。重栄は賀茂伝奏の廣橋綏光に解状(訴状)を提出したがなぜか受理しなかった。翌承応三年(一六五四)三月三日、上巳の神事(現在の桃花神事)でも、なお神前では重副が我意にまかせて重一に神事の妨害をさせた。重一は帰宅した後、衣冠を脱いだところ俄に気絶し、翌四日に死んでしまっ

た。廣橋綏光も同日同時刻に逝去してしまう。諸人は奇異な事に思い眉を顰めたという。

元禄十五年（一七〇二）、正祝の重豊が従三位への上階を申請しようとしたところ、森連久を主とした富野・梅辻・松下・鳥居大路の五家の社司らは、神主に補されていない者が従三位に叙された例がないなど、色々と理由を付けて僉議を拒んでいた。七月廿六日、惣代の雑掌二人、沙汰人二人と重豊・連久が武家伝奏の柳原資廣のもとへ参ると、同じく武家伝奏の高野保春、賀茂伝奏の中山篤親、賀茂奉行の廣橋兼廣の列座のもと、書付を仰せ渡しになった。その内容は、重豊の上階については、林家ではその例が無いとはいっても、正祝は林家の譜代の職であって、かつ御祖社（下鴨神社）やその他の神社では老年になって上階となっている先例（傍例）は連綿としてあるので重豊を上階するものである。今回、連久は自分の意のままに申し立て、緩怠を以て朝廷が差配すべき位・職の権限を甚だ侵すものである。職を解くことまでは免じるが堅く門戸を閉ざし出頭を禁じる。神事・祭礼の闕を欠くことのないように、とのことであった。翌十六年（一七〇三）十二月五日、連久は勅免を蒙り開門となった。

元禄十五年（一七〇二）九月十九日、氏人ながら権祝であった重栄は七十六歳でその生涯を閉じる。すると、正祝であった林重豊は、正祝と権祝は林家の譜代の職あることを理由に、弟の重元を権祝に直補するべきであると主張する。これによって七家の中で確執が生じ、奏聞に及ぶことになる。朝廷・幕府両方で裁判したところ、一社の古法によって次第転任とするべきであるとの仰せが出たので、元禄十六年（一七〇三）十二月四日、重元は貴布祢宜に新補（貴布祢祝は闕職）、翌五日に片岡祢宜の致久が権祝に転補となった。

このような事態は、享保元年（一七一六）九月十一日に正祝の重豊が七十三歳で薨去したときにも再発する。七家のうち六家と林家は、正祝の職をめぐって競望となり、正祝職が闕職のままとなった。裁判自体は翌年四月八日、正祝職は次第転補とするとの賀茂伝奏の仰せ渡しがあり、四月二十日、致久が正祝に、重元は片岡祢宜に転補となった。この件に関し、「享保元年以来代官役勤仕之事」と称する争いが勃発することになる。

享保元年十一月十七日の賀茂臨時祭の日、賀茂伝奏の日野輝光は社家の惣代に対し、今日の神事は重豊の薨去により正祝が欠けているので、権祝が正祝代を務め、権祝代は氏人の代官役が勤めるようにとの仰せがあった。ちなみに、片岡祝の林重統（重元から改名）は実兄（家督を継いだので養父でもある）の服のため、氏人の代官が勤めるよう先だって仰せが出ている。このとき、正祢宜の森連久、権祢宜の富野致久、権祝の松下常久、片岡祢宜の梅辻郡久は伝奏のもとへ参り、本宮・権殿の御内陣へ進む儀式は、社職に就いていない氏人と並んで勤める先例がないので今晚の神事は中止すべきだと申し上げた。神主亭でも同様の理由で奉仕は差し控えたい、と言っていたので、先だって社家惣代で神主の岡本保番と雑掌保補は伝奏のもとへ参り、今晚の御神事はどのようにお勤めしたらよいかとお窺いを立てた。伝奏は、不参によって欠員が出るのであれば、明暦の例によって氏人の代官がこれを勤めるようにとの仰せを出していた。結果、晩の御神事には本殿・権殿・片岡社の内陣の儀式を含めて、神主保番、正祢宜代氏睦、正祝闕代保言、権祢宜代清光、権

祝代太頭（正祢宜以下代理四名は当年の代官）、片岡祢宜代重達（代官役が不足のため追加）、服による片岡祝代は代官雅直がそれぞれ勤めた。午前に行われた貴布祢社の神事については、伝奏による申し渡しの前であったので、貴布祢祝の庸久と、貴布祢祝鳥居大路佐平（斯久）の代として貴布祢加番役であった氏柱が神事に参勤している。

享保元年の一件以後も、氏人が代官役を勤め、内陣の神事にも奉仕する等のことについて、七家の社司と新宮社以下の社司および氏人は争いを続けていた。その訴えについて朝廷は双方から訴えを聞く。享保四年（一七一九）十二月十三日、「代官役勤仕之事」「叙爵年限元服等之事」についての勅裁の書付が出るようになった。この写しは、賀茂縣主同族会文書に残されている（拙著「賀茂縣主同族会所蔵文書翻刻三題 その二 翻刻：「御書渡關職勤方叙爵元服着袍二通」」（『みたらしのうたかた』第十四号、平成二十六年）。内容は次のとおり。

#### 關職勤方

- ・ 五官が欠職のときは、七家社司の片岡社職（五官の次席）がこれを勤め、片岡以下の社職が欠職のときは、氏人の代官五人のうちでこれを勤めること。
- ・ 五官が欠職のとき、片岡・貴布祢祢宜・祝に服や病気があれば氏人の代官五人のうちでこれを勤めること。今後、神主と四官が欠職のとき氏人の代官で勤めた経験のある者は、五官であるとしても氏人の代官がこれを勤めること。

#### 着袍事

七家の社司の嫡男でも社司職に就いていない者は、叙爵と元服の日は位袍（衣冠。系図に元服の日と同日に「社参奉幣衣冠」などとある）を着けて社参し、翌日以後は着袍してはならない。氏人についても同じく叙爵と元服の日は位袍を着けて社参し、翌日以後は着袍してはならない。但し、元服の日に位階に叙されていない者は淨衣で社参すること。

#### 叙爵事

七家社司の嫡男は近例によって九歳から叙爵を申し上げて良い。氏人は、これまでは二十歳から申し上げてよいとしていたが、今後は十五歳以上でもよい。

森・冨野・松下・梅辻・鳥居大路の五家の社司はこれを不服としてこの書付を受け取らないと申し上げたところ、違背であると勅上が出る。享保五年（一七二〇）六月十二日、朝廷・幕府の沙汰として、連久は官・位・職を、致久・常久・群久の三人は官・職を、佐平は職を、倫久は職・位を解かれ、それぞれ閉戸を仰せ付けられた。さらに享保六年（一七二一）二月十五日には、致久・常久・群久・佐平・植久の五人は位を解かれ、連久・佐平の二人は隠岐へ遠流、群久老岐へ遠流、致久・常久・倫久・植久四人は追放、断絶とした。また、五家の相続人については、賀茂氏の中で適当な者を人選するよう命が下った。五日後の二十一日、盛平（鳥居大路）・督久（松下）・篤久（森）・氏凭（梅辻）・季隆（冨野）をそれぞれ相続する旨仰せ付けがあった。氏凭の推挙に関しては、社中が「氏の一流は十六流の宗（本家）であり、氏凭は氏一流の宗である」ことを理由としている。これら

五人は相続につき誓紙を提出する。これは、『五家誓戒』として、現在も賀茂縣主同族会文書に保存されている(拙著「賀茂縣主同族会所藏文書翻刻三題 その三 翻刻:「五家誓戒」(『みたらしのうたかた』第十四号、平成二十六年))。その内容は次のとおり。

五家を相続するにあたる誓いと戒め

- 一 このたび一社の推挙によって鳥居大路・松下・森・梅辻・冨野の五家を相続するにあたり、我々は思いあたるところなく分に過ぎるところであります。抑も当社の氏人は、建津身命の後裔で、遡れば在實一人より分かれたのであるから、同姓は一列で嫡・庶子の差別無く、社職は次第転補、官位昇進の社法であるので、勿論我々も子々孫々に至って譜代であるとのふたごころを差し挟まず、社家中の官位昇進の儀と神事祭礼の勤めは漏らすことなく、氏人中と万事議論をして、正直を持って評議にあたります。
- 一 後々、古法の如く氏神祝から神主まで、次第転補の儀によって願い上げをすることがあれば、氏人中一同で願い上げ、五家の称号を閑し、旧号を改めます。
- 一 我々子々孫々、今後一社の推挙を預り初めて社職に補せられる際は、一社による書面を提出する前に、新補される者は先だつてこの紙に判を加えることとします。もしこれに背くことがあれば、氏人中により新補をとりやめとします。また、判を加えた後に、この置文に背くことがあれば、氏人中はすぐに伝奏に訴え出てその職を罷免します。
- 一 我々の子孫に男子がない場合、七家の子孫を養子にすることはせず、七家の外の氏人から養子をとることとします。また、七家の中に子孫が多くあったとしても養子には出しません。これは、このたび五家の相続した者は家の旧別、もしくは十六流の中からの旧別の中から選考を経て書付を差し上げ、伝奏の万里小路中納言尚房卿が仰付けによるものです。このとき、神主の林重統が申すには、このたび五家相続の人は、七家の中の事柄であるから、七家の外から養子を取ることは私の意を得ないものです。林・岡本の両家があるのだから、私の嫡男である貴布祢社祝重治の二男次郎丸大夫と、弟の重旧、重宥、貴布祢社祢宜岡本保懐と弟保齡の五人を五家の相続人として願い上げたいと申し上げました。これは一社が納得せず、重統が格別に願い上げ、僉議したところ、七家を分けて立てる上は、林家が一人相続することは道理にかなわず、違乱の基となるとの旨の御沙汰が有りました。これは一社より申し上げて仰せ付けられたものであります。ですから、以後は右の趣をきっちり守り、七家之子孫が養子とはならないこととします。
- 一 我々五家が相続するにあたり、名乗はそれぞれの一流の通字を改めないこととします。つまり、後々我々の子孫に男子がなく、十六流の中のどの流から養子をとるとしても、その通字は改めずに相続します。これは、系図の凡例として、実父の下に続けることによります。養子相続の子細は、養父と養子の両所に記載しておくものとします。これらの条文は後のために記し置くものである。また、子々孫々、長くこの法を破ってはならない。(以下、名前及び花押。ただし花押は切り取られている)

かくして五家の再興が叶い、寛文四年御裁許状以降の争いにも終止符が打たれることになったのであるが、林家の譜代職の如何についてはまだ一混乱あった。

享保二年（一七一七）、正祝が林家の譜代の職ではなく、次第転補とするとの仰せ渡しがあつて以降、林家はこれに従っていた。重元の子、重治は、五家の違背による免職に伴つて、享保五年（一七二〇）六月十七日に貴布祢祝に補されている。享保六年（一七二一）二月二十四日、五家の再興に伴い相続した五人はそれぞれ社職に任じられているが、彼らは新補であるため重治は正祝に補される。その後、経緯は明らかではないが、享保十五年（一七三〇）九月二十八日に正祝は譜代の職であるとの仰せ渡しが出て、これによって社司補任のルールは最終的な決着が図られることとなったのである。

ここまでの顛末は、主に林家の世襲をめぐる社司の静いに関連した社司と氏人の争いに注目したが、これ以外にも社司と氏人の対立を巡るエピソードが系図に遺されている。

貞享三年（一六八六）正月十五日、貴布祢祢宜の連久と貴布祢祝の賢久は貴布祢社の粥神事へ馬に乗って参向しようとしていた。二人はうっかり騎馬のまま一の鳥居を過ぎてしまった。氏人の社法によれば、一鳥居前では下馬（もしくは、現行のように鎧をはずすか）すること、五月五日の競馬で逆に馳せる、あるいは不慮で馳せてしまった場合は落馬することとなっていた。両官が古法に背いたのは前例がなく無礼は明らかであつて、社法を軽んじる先例になりかねず、社家を追放すべきであると一社の評議に及ぶこととなった。神主の維久は、今後は必ず古法を守るようきつく言っておくので今回は免じてほしいと何度も懇望したことで、社中はこれを赦した。

享保十六年（一七〇三）十一月二十四日、鳥居大路孝平が二條河原で殺害され、鳥居大路家が断絶するという事件が起こった。保造はかつて孝平に対して含憤の念を持っており、斬殺に及び、かねて介錯を請われていた藤木季在はその願いを遂げ自刃した。季在の遺書には親不孝を嘆き義を辞し難かったことを記してあり、それを読んだ者は涙が止まらなかったという。

孝平の実母は森連久の子斯久を養子として鳥居大路家の相続を求めた。一方、平の一流の血統を遺している氏人の盛平も本家の相続を求めたため、ここで社司と氏人との確執が再燃し、幕府へ訴訟、度々陳情に及んだ。武家奉行所は、横死による断絶であるから双方の願いは聞き入れられないと仰せ渡したが、宝永二年（一七〇五）年五月十一日、傳奏の俊清から鳥居大路家は斯久が相続するよう仰せ渡しがあつた。上賀茂社ではそれを承知し、斯久を佐平と改名して相続した。

これら一連の訴訟をみると、当初勝訴した側は、その後それに乗じてか不正をはたらいて罪を問われ、結局のところは敗訴した側の主張で落ち着くパターンが散見されるのが興味深い。

## 謝辞

系図を除く賀茂県主同族会文書の翻刻と現代語訳にあたっては、土橋誠氏（京都府立総合資料館）と市忠顕氏（賀茂県主同族会監事）によりご教示を賜った。ここに御礼申し上げます。また、本稿は、公益財団法人図書館振興財団平成二十五年度提案型助成事業『賀茂祢宜神主系図』デジタル化及び公開事業』の成果を活用したものである。

## 該当部分翻刻

- ・適宜句読点を補った。
- ・朱による合点の位置に「を付した。

## 保番

同（享保元）年九月、祝林三位重豊薨依、正祝職訴論之事闕之時、  
同十一月十七日、臨時祭之日、当社傳奏日野大納言輝光卿、被仰渡于社家惣代云、今日之神事正祝闕之處、權祝可勤之權祝職之處代官役之氏人可勤之云々。于時正祢宜森連久・權祢宜富野致久・權祝松下常久・片岡祢宜梅辻郡久（同祝林重統故障、代者代官役之氏人可勤之旨先被仰渡）等、参于傳奏之御許申云、本宮・權殿御内陣之儀、与非職之氏人立並勤仕之先例無之間、今晚之神事参勤之儀、各可致闕怠云々。先是、件趣告申于神主亭。于時社家惣代神主保番・雜掌保補参于傳奏之御許申云、彼等弥於不参者、今晚之御神事如何相勤哉之旨窺申之處、各不参之闕者任明曆之例、代官役之氏人可勤之旨被仰渡了。因茲、今晚之御神事、神主保番・正祢宜代從五位下氏睦・正祝闕代從五位下保言・權祢宜代正五位下清光・權祝代正五位下太頭（已上代官役也）・片岡祢宜代從五位下重達（代官役不足之間相加）・片岡祝故障之代代官役從五位下雅直等、各参勤本宮・權殿・片岡社内外陣御神事如例式事了。但右之節、貴布祢兩官者今朝傳奏不被仰渡以前、祝庸久参向于彼社、祢宜鳥居大路佐平代者貴布祢加番役從五位下氏柱、右兩人参勤神事了。  
同二年四八、祝職之事可次第転補之旨、於当社傳奏被仰渡于一社惣代了。

## 重元（重統）

同（元禄）十六年十二四、直補貴布祢々宜、年四十一。上卿平松中納言時方、職事同上（廣橋右中辨兼廉）、于時左中辨。右去年九月、權祝重榮死去之後、重豊祢正・權祝譜代之職之由、以重元可令直任權祝之由依申之。七家中及確執、經奏聞之處、公武御裁判之上、任一社之古法可令次第転任之旨被仰渡之間所、被補貴布祢々宜也。于時貴布祢祝闕職。

享保二年四廿、転片岡祢宜、上卿万里小路中納言尚房、職事鳥丸右中辨光榮。是去年九月、養父重豊卒去以後、七家之内六家与林家、祝職有競望之儀、祝闕職也。然当年四月八日、祝職之事、可次第転補之旨、於当社傳奏被仰渡于一社惣代之間、重統転補了。

### 重一

父重副奪取權祝代重榮之職掌而欲補子息重時於權祝之企依有之  
自小祭已後此重一令推每度妨權祝之神役就此儀重榮雖上解狀終傳奏綏光卿許御披露無之間  
上已御神事猶於神前而重副任雅意令重一妨神事神事了而重一歸宅脫衣冠俄然絕人  
死于時当社傳奏廣橋中納言綏光亦同日同刻逝去也諸人為奇異之思擗眉云々

### 重治

享保六年二廿四、補正祝。上卿・職事同前（万里小路中納言尚房・坊城權右中辨俊將）。是  
五家相統之輩依新補而超越數職也。  
同（享保十五）年九廿八、正祝可為譜代職旨被仰渡。

### 斯久

元祿十六年十一月廿四日、鳥居大路孝平為保造被殺害而鳥居大路家及斷絕之間孝平実母以  
斯久為養子而欲令相統鳥居大路家于茲平一流之遺流氏人盛平而已也是亦欲相統本家之間互  
及確執經一社而事不平遂訴公武度々上陳狀然依橫死斷絕之上者双方之願共以不可叶名跡之  
事別可被仰出之旨於武家奉行所被仰渡于双方并一社惣代此後、  
宝永二年五月十一日、於当社奉行職事甘露寺尚長之許傳奏俊清卿御對座被仰渡于社中惣代  
之旨者鳥居大路家御取立候間以連久男斯久可令相統之旨所被仰出也此旨一社可承知也云々  
因斯久相統鳥居大路家改名為佐平。

### 連久

貞享三年正月十五日、貴布祢粥御料神事也祢宜連久祝賢久參向木船下向之時騎馬過当社一  
鳥居抑乘過鳥居之人者被放氏人之古法而五月五日競馬乘尻或逆馬場或不慮相馳之時者態令  
落馬之社法也然今兩官始背古法無礼明者社法永可陵夷也因及一社之評議之處雖可被放社家  
神主維久偏懇望其咎於向後者急度可令守古法之旨數度懇望之間社中所被侑助也。

元祿十五年七月廿六日、為朝廷之御沙汰閉門被仰付其旨趣者正祝重豐望申從三位之間森連  
久為張本而富野梅辻松下鳥居大路之社司等一同支申云於当社未補神主之人從三位之叙例無  
之由色々拒御僉議之上今日依御招惣代雜掌二人沙汰人二人并重豐連久等參向于武家傳奏柳  
原前大納言資廣卿許之處同傳奏高野前中納言保春并当社傳奏中山大納言篤親同奉行廣橋左  
中辨兼廣各御列座以書付被仰渡其旨者重豐上階之事於家雖無其例譜代職現然且漸及老年御  
祖社并余社之傍例連綿也間所被叙也連久今度之申狀以我意以侵朝廷之位職甚以緩怠依之其



罪雖当被放職被免一等者堅固閉門戸不可令出頭於社用者以代不可令欠闕社頭神事祭礼等之旨被仰渡了。

同十六年十二月五日蒙勅免開門。

享保五年六十二、遠流隱岐国子細者、享保元年以來代官役勤仕之事、七家社司与新宮以下之社司・氏人及訴陳御詮議之上、享保四年十二三代官役勤仕之事、且叙爵年限元服等之事、勅裁之趣以兩通之御書付被仰出之處、森・冨野・松下・梅辻・鳥居大路五家之輩、御請不申上依違背勅定。享保五年六十二、為公武御沙汰、連久被解官位職、致久・常久・群久三人被解官職、佐平被解職、倫久被解職位、各閉戸被仰付。享保六年二十五、致久・常久・群久・佐平・植久五人被放位、連久・佐平二人遠流隱岐國、群久遠流老岐國、致久・常久・倫久・植久四人者追放被仰付及断絶之間、相統人体之事、於賀茂氏之中可選舉、旧別之者之旨蒙御命。因茲、同月廿一日、盛平（鳥居大路）・督久（松下）・篤久（森）・氏凭（梅辻）・季隆（冨野）各相統被仰付訖。